

令和 7 年度

川越市エコアクション21 認証取得支援事業補助金 申請の手引き

川越市では、中小企業者の環境配慮やSDGsの取組を支援・促進することにより、市域の温室効果ガス排出量及び廃棄物排出量等の環境負荷の削減を図ることを目的に、環境省が策定した環境経営の国内認証「エコアクション21」の認証を取得した事業者に対し、認証・登録に要した費用の一部を補助します。

1. 申請受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）午前 9 時 00 分から

令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時 15 分まで

※ 申請は、先着順にて受け付けます。

※ 予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します。

※ 申請受付期間外における申請書の提出は、一切お受けできません。

2. 補助対象者

川越市内で事業を営む、次のすべての要件を満たす事業者

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定される事業者のうち、川越市内に本社を有する中小企業者であること。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 1 月 31 日（土）までの期間において、新規にエコアクション 21 の認証を本社又は川越市内の事業所を認証・登録の対象範囲に含めて取得すること。
（過去にエコアクション 21 の認証を取り下げた経緯があり、再取得する事業は、対象外です。）
- (3) 川越市から課税された税金全てにおいて、滞納がないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

ただし、川越市エコアクション 21 認証取得支援事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項各号の規定に該当する市内事業者は対象外とします。

3. 補助対象経費

エコアクション 21 の認証を新規に取得する際に、一般財団法人持続性推進機構（エコアクション 21 中央事務局）に支払った認証・登録料（2 年分、消費税及び地方消費税を除きます。）

※ 審査費用、更新登録料は、対象外です。

4. 補助金額

補助対象経費の 2 分の 1（上限額 45,000 円、1,000 円未満切り捨て）

※ 補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 の額又は 45,000 円のいずれか低い額とし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とします。

※ 補助金の交付は、一事業者につき 1 回限りです。

5. 申請方法

エコアクション21の認証を取得した（エコアクション21中央事務局から認証・登録証を受領した）後、「川越市エコアクション21認証取得支援補助金交付申請書」に以下の書類を添えて、市役所環境政策課へ提出してください。

- (1) エコアクション21認証・登録証の写し
- (2) 認証・登録に要した費用の支払いを証する書類の写し
- (3) 環境経営レポート
- (4) 法人の場合、登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る。）
- (5) 個人事業者の場合、税務署が受理したことがわかる開業届又は直近の確定申告書の写し及び確定申告書が税務署に提出されたことが確認できるものの写し

◆申請書類の提出方法

次のいずれかの方法により、市役所環境政策課へ提出してください。

- (1) 環境政策課窓口（市役所本庁舎5階）へ持参
- (2) 郵送（追跡可能な簡易書留又はレターパックプラスで送付してください。）

※ 郵送により提出された申請書類は、書類が市役所に届いた日における最後の順番で受理したものと扱います。

◆提出上の注意点

- ・書類の記載には、黒又は青のボールペンを使用してください。消せるボールペンの使用は認められません。
- ・記載内容を訂正する場合は、二重取り消し線を引いてください。訂正印は不要です。
- ・書類は、楷書で丁寧に記載してください。読み取りが困難な場合は、受け付けられません。
- ・ご提出いただいた書類は、返却できません。

6. 補助金の交付決定

市は、申請書類を審査し、補助の要件等に合致していると認めたときは、申請者に対し、補助金交付決定の通知をします。

補助金は、申請者が指定した金融機関口座（申請書に記載）に振り込みます。なお、補助金の振込先口座は、原則として、申請した事業者の法人名義（個人事業主は申請者名義）のみです。

なお、申請を受け付けた場合であっても、予算の範囲を超えた等の理由により補助金を交付することができない場合は、申請者に対し、補助金不交付決定の通知を送付します。

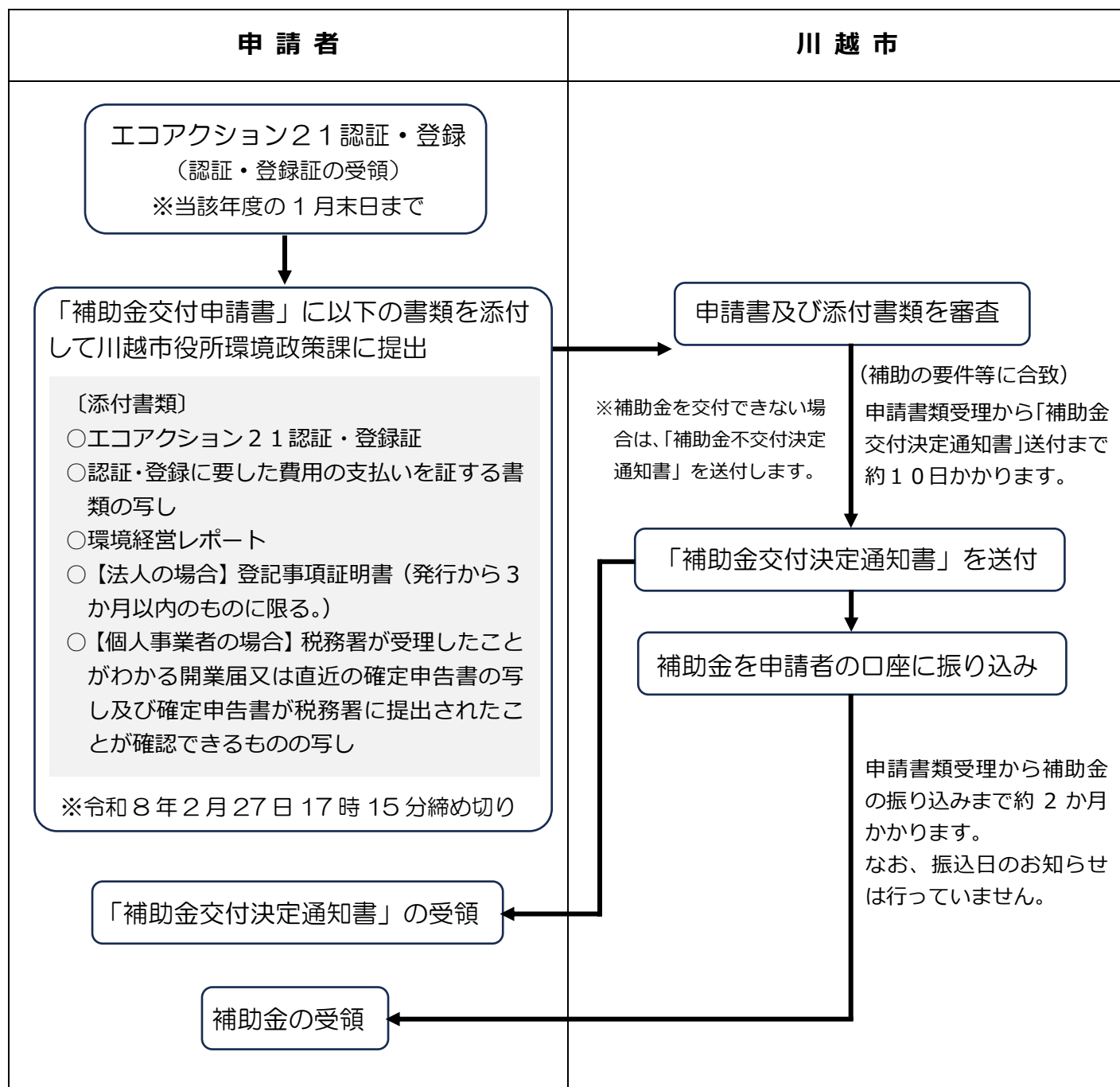
7. 補助事業の内容変更等

申請者は、申請した内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、事前に川越市環境政策課までご連絡ください。

8. その他

この補助金の交付を受けた事業者の皆様には、市から、エコアクション21に関する資料の提供などをお願いする場合がありますので、その際は、ご協力をお願いします。

9. 手続きの流れ



〔提出先・お問い合わせ先〕

〒350-8601 川越市元町1-3-1

川越市 環境政策課 地球温暖化対策担当

TEL 049-224-5866 FAX 049-225-9800

E-mail kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

(メール送信の際は、★を@に置き換えてください。)

エコアクション21とは？

エコアクション21は、環境省が主に中小企業をターゲットに策定した環境経営の認証・登録制度です。国際規格ISO 14001に比べ、取り組みやすく、ローコストで認証を取得できます。

また、エコアクション21は、認証を与えるだけでなく、業務改善や従業員教育、環境コミュニケーションの取組などを支援・促進し、一連の取組により経営力アップにつなげる「企業価値向上ツール」としての役割も担っています。

2025年9月末現在、日本全国で約7,500社が取り組んでおり、そのうち約9割を従業員数100人以下の事業者が占めています。



エコアクション21 ロゴマーク

エコアクション21に取り組むメリットは？

■エコアクション21の取組は、「企業価値向上」につながります！

企業価値 向上

- ・環境省が策定した第三者認証・登録制度であり、社会的評価が高まります。
- ・環境負荷とコストの同時削減を、継続的かつ全社的に進められます。
- ・取引先やステークホルダーからの環境やSDGsの取組要請に対応できます。
- ・環境やSDGsの取組を「環境経営レポート」で公開することで、取組を効果的に社会にアピールすることができます。

■エコアクション21は、「SDGs」の達成に向けた取組の一つです！

SDGs 対応

各企業における「SDGs」に関する取組は、顧客や取引先をはじめ、投資家・金融機関などが注目しています。エコアクション21の取組は、気候変動やエネルギー問題など、SDGsの達成に向けた取組に直結します。
エコアクション21は、SDGsに取り組むためのツールとしても活用できます。

■エコアクション21認証取得後も、取組を継続的にサポートします！

取組を サポート

- ・認証事業者は、年に1度の審査を通じて、知識・経験豊富なエコアクション21審査員から、取組レベルを向上させるための助言を受けることができます。
- ・エコアクション21地域事務局主催のセミナーやサポート窓口を通じて、認証取得後もアフターフォローを受けることができます。

認証・登録に要する費用は？

従業員数		初年度	中間審査 (2年目)	更新審査 (3年目)	中間審査 (4年目)	3年目、 4年目の 繰り返し 以降、
10人以下	審査料 + 登録料	15万円	10万円	15万円	5万円	
11人以上30人以下		20万円	10万円	20万円	5万円	
31人以上60人以下		20万円～	10万円～	20万円～	5万円～	
61人以上100人以下		22.5万円～	10万円～	20万円～	5万円～	
101人以上500人以下		25万円～	12.5万円～	22.5万円～	7.5万円～	
501人以上		40万円～	15万円～	35万円～	10万円～	

認証・登録は、2年ごとの更新。認証・登録の1年後に中間審査、中間審査の1年後に更新審査をそれぞれ受審し、適合と認められた場合は、登録審査と同様の手続きを経て、登録の更新を行います。

エコアクション21について、詳しくは・・・

エコアクション21中央事務局ホームページ (<http://www.ea21.jp/>) を御覧いただくか、エコアクション21地域事務局さいたま (電話：048-649-5496) へお問い合わせください。